

令和6年度（2024年度）熊本県高校生留学支援金Q & A

Q 1 留学支援金の申請者は誰になりますか。

申請者は留学する本人になります。

Q 2 県外の自宅から熊本県内の高校に通っていますが、対象になりますか。

通信制課程以外の課程に在籍している場合は対象となります。

Q 3 県内の自宅から県外の高校に通っていますが、対象になりますか。

残念ながら、対象になりません。熊本県内に所在地を有する県立及び私立高等学校、県立特別支援学校高等部、専修学校高等課程に在籍している方が対象です。ただし、通信制課程の県外在住者を除きます。

Q 4 海外の正規の後期中等教育機関とは何ですか。語学学校は含まれますか。

正規の後期中等教育機関とは、日本の高校に相当する学校のことを指します。いわゆる語学学校は対象外です。不明な場合は、事前に御相談ください。

Q 5 短期の留学でも対象になりますか。

原則として1年間（長期休業期間を含む）の留学が対象となります。留学期間が3ヶ月や半年の場合は対象外となります。

例えば、アメリカの高校であれば、9月から翌年度の6月初旬頃までの授業期間に留学し、6月～8月の夏期休業期間には日本に帰国している場合でも対象となります。

Q 6 対象となる留学の期間はいつになりますか。

令和6年（2024年）4月1日（月）から令和8年（2026年）3月31日（火）に日本国を出国する留学が対象となります。

ただし、令和7年（2025年）4月1日（火）以降に出国する場合も、留学支援金の交付手続きは令和6年度（2024年度）に行うことになりますので、御注意ください。

Q 7 留学先の国・学校名が決まっていない場合はどうしたらいいですか。

留学支援金の対象要件に海外の正規の後期中等教育機関に留学する者となっているため、申請時に国・学校名が必要になります。申請期限までに間に合わない場合は、事前に御相談ください。

Q 8 交付申請時に、「留学願の写し及び留学許可書の写し」及び「海外の高等学校等へ留学が許可されたことを証明する資料」を提出できない場合は、いつまでに提出すればいいですか。

取得次第、速やかに提出をお願いします。遅くとも、実績報告までには提出ください。実績報告までに提出できない場合は、事前に御相談ください。

なお、「海外の高等学校等へ留学が許可されたことを証明する資料」については、留学先高校が発行する留学許可証明書を提出いただく必要がありますが、留学先高校から証明書が発行されない場合、または、発行が実績報告よりかなり後になる場合等は、留学プログラムを主催する団体が発行する留学を証明する資料の写し等を提出ください。

これらの場合も、留学先高校が判明した場合は速やかに報告してください。

Q 9 英語能力を証明する試験にはどのようなものがありますか。

実用英語技能検定、TOEFL iBT、GTEC等があります。

なお、選考時には「大学入試英語成績提供システム参加予定の資格・検定試験とCEFRとの対照表」（文部科学省作成「各資格・検定試験とCEFRとの対照表（平成30年3月）」より令和元年8月作成）に記載のある各試験を選考基準対象として限定しております。詳しくは上記の対照表を参照ください。

Q 10 現在高校1年生ですが、成績証明書（前年度の評定平均値等）についてはどうすればいいですか。

高等学校等の受検の際に提出した中学校の調査書の内容を参考にして、現在在籍している高等学校等にて作成をお願いしてください。その際、原本（中学校の調査書）の内容と相違ないことの証明がされたものを提出ください。

Q 11 他の団体からも、奨学金等を受けてもいいですか。

他の団体から奨学金等を受けることは問題ありません。ただし、交付額は基準額の50万円と、交付対象経費の実支払額から他の団体から給付された奨学金等の額を引いた額のいずれか少ない額です。

Q 1 2 留学に係る経費は、すべて交付対象経費となりますか。

令和6年度（2024年度）熊本県高校生海外留学支援金留学生募集要項の「1 交付制度の概要」の「交付対象経費」をご覧ください。

なお、交付対象経費として認められない例としては、以下のものが考えられます。（ただし、以下のもの以外が全て交付対象経費となるわけではありません。）

- ・ 交付決定前に支払ったもの。ただし、特段の事情がある場合は、令和5年度（2023年度）中に支払ったものも認めます。
- ・ 交付対象経費であっても、支払いを証する資料（領収書等の写し）がないもの。
- ・ 留学が決定する前に生じる費用。（民間団体等の海外派遣プログラム等の参加者となるための選考費用・受験料など。）
- ・ 留学期間中の生活費や小遣い。

Q 1 3 実績報告の際に添付する支払を証する資料（領収書等の写し）とは、支払の金額だけ記入されたものでもよいですか。

交付対象経費に対する支払であることを確認するため、支払の内訳が分かる資料が必要となります。また、「渡航費用等」といったような曖昧な項目名も認められません。

Q 1 4 支払を証する資料は、すべての交付対象経費について提出しなければなりませんか。

実績報告書に添付する支出報告書（別記第5号の2様式）に記載したすべての金額の支払等を証する資料の提出が必要です。

Q 1 5 支払いを証する資料をなくした場合は、どうなりますか。

残念ながら、交付対象経費とは認められませんので、領収書等は大切に保管してください。

Q 1 6 書類等の申請先はどこですか。

令和6年度（2024年度）熊本県高校生海外留学支援金留学生募集要項の「3 応募期限及び提出先」の「提出先」をご覧ください。

Q 1 7 変更申請は、どのような場合にしなければならないのですか。

留学計画の主要部分に変更が生じた場合です。具体的には留学先の変更、留学期間の変更、交付決定された額を変更する場合です。

Q 1 8 変更申請は、いつ行うのですか。

変更事由が発生したら、速やかに行ってください。

Q 1 9 支援金の交付を受けましたが、留学を中止する場合はどうなりますか。

留学の取り止め決定後、速やかに交付申請の申請先に連絡をお願いします。
既に支援金が交付されている場合は、令和6年度（2024年度）熊本県高校生留学支援金交付要項第13条の規定により、返還を求める場合があります。

Q 2 0 世帯所得により応募資格に制限はありますか。

応募者の世帯所得による応募者資格の制限はありません。

Q 2 1 過去に熊本県高校生留学支援金の交付を受けたことがあります。再度の応募は可能ですか。

令和6年度（2024年度）熊本県高校生海外留学支援金留学生募集要項の「1 交付制度の概要」の「交付対象者」の⑥にあるとおり、過去に交付を受けた方は原則として交付対象外ですが、自然災害等本人の責めに帰さない事由により留学が中止となった者は、過去に交付を受けていても交付対象者とします。

なお、その場合の交付金額は、基準額から既に交付した額を差し引いた額となります。